



2022年5月16日

各 位

会 社 名 カップ・クリエイト株式会社
代表者名 代表取締役社長 田 邊 公 己
(コード番号 7421 東証プライム)
問 合 せ 先 執行役員経営戦略本部長 久 保 田 令
(TEL 045-224-7095)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2022年5月16日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2022年6月21日開催予定の当社第44期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。
- ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定(現行第16条)は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (2) 独立かつ客観的な経営の監督機能の維持・向上のため、株主総会及び取締役会の議長が取締役社長に限定されている現行定款第14条及び第23条を変更し、その他の取締役が議長になることを可能とするものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年6月21日(予定)
定款変更の効力発生日	2022年6月21日(予定)

以 上

現行定款	変更案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第13条（条文省略）	第13条（現行どおり）
<p>第14条（招集権者および議長）</p> <p>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>	<p>第14条（招集権者および議長）</p> <p>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、<u>取締役会が定める</u>取締役が招集する。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</p> <p>2. 株主総会においては、<u>取締役会の決議に基づき、取締役会が定める</u>取締役が議長となる。<u>当該取締役に事故あるときは、</u>あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</p>
第15条（条文省略）	第15条（現行どおり）
<p>第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	（削除）
（新設）	<p>第16条（電子提供措置等）</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
第17条及び第18条（条文省略）	第17条及び第18条（現行どおり）
<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条～第22条（条文省略）</p>	<p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>第19条～第22条（現行どおり）</p>

現行定款	変更案
<p>第 23 条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p>	<p>第 23 条（取締役会の招集権者および議長） 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議に基づき、取締役会が定める</u>取締役が招集し、議長となる。当該取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</p>
<p>第 24 条～第 32 条（条文省略）</p>	<p>第 24 条～第 32 条（現行どおり）</p>
<p>第 5 章 監査等委員会</p> <p>第 7 章 計 算 （条文省略）</p>	<p>第 5 章 監査等委員会</p> <p>第 7 章 計 算 （現行どおり）</p>
<p>（新 設）</p>	<p>附 則 Ⅱ</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>現行定款第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案第 16 条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u> 2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から 6 ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 16 条はなお効力を有する。</u> 3. <u>本附則は、施行日から 6 ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から 3 ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>